

としせんげん そあん かいせつ 都市宣言（素案）解説

すべての人は、生まれながらにして持つ固有の権利である人権を尊重され、
人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、職業、出身、経歴、年齢、疾病、
障がい、財産に関係なく、自分らしく生きる権利が保障されています。

かいせつ （解説）

誰にでも認められる基本的な権利である人権が、全ての人において尊重されることをあらわ表しています。

ここで言う「人種」とは、人類を骨格・皮膚・毛髪などの形質的特徴によって分けた区分であり、人をその社会的地位・生活習慣・職業や気質などによって分類して言うこともあります。

「国籍」とは、ある人がある国の国民であるという国家の所属員としての身分・資格であり、個人と特定の国家を法的に結びつける絆のことであります。

「信条」とは、固く信じて守っている事柄、信仰の箇条、教義のことであります。

「性別」とは、男女または雌雄の区別のことであります。

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がいずれの性に向いているかを表すもので、「好きになる性」のことであり、異性愛、同性愛、両性愛などを指します。

「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているかという「こころの性」のことであり、こころの性と生まれたときの性とが一致する場合もあれば、一致しない場合もあります。

「職業」とは、生計を維持するために、人が日常従事する仕事、生業のことであります。

「出身」とは、その土地・身分などの生まれであること、その学校・団体などから出ていることであります。

「経歴」とは、人がこれまでに経験してきた学業・職業・地位などの事柄であります。

「年齢」とは、生まれてから経過した年数のことであり、こども、高齢者などといった一定の括りで表されることもあります。

「疾病」とは、病気や疾患のことであります。

「障がい」とは、障害及び社会的な障壁※1により、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいいます。 ※1 障害者基本法第2条第1号及び同条第2号

に規定

「財産」とは、金銭・有価証券や土地・家屋・物品などの金銭的に価値のあるものを

指^さします。

こうしたことに関^{かん}係^{けい}なく、人^{にん}間^{げん}は幸^{しあ}せ^わに生^いきるため、あ^あり^あの^あま^まの^まま^まの^ま個^こ々^こ人^{じん}とし^して、敬^{けい}意^いをも^もつ^つて大^{たい}切^{せつ}にさ^され^れると^とも^もに、排^{はい}除^{じょ}さ^され^れる^るこ^こと^となく認^みめ^とられ、心^こ安^こら^ろか^{やす}に暮^くらすこ^こと^とが^がで^でき^きる^る権^{けん}利^りをも^もつ^つて^てい^いる^るこ^こと^とを^を表^{あら}し^わて^てい^いま^ます。

わたしたち習志野市民は、互いの多様性を認め合うことにより、虐待、暴力、いじめ、差別を許さないという強い意志を持ち、支え合える社会を、自ら
の手でつくりあげていくことを誓い、ここに宣言します。

（解説）

「虐待、暴力、いじめ、差別」といった行為から守られる包摂性のある社会を、市民自らが構築していく都市であることを広く市内外に向け宣言し、その決意を示しています。

ここで言う「虐待」とは、繰り返し或いは習慣的に暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方をする事です。

「暴力」とは、乱暴な力、高位、不当に使う腕力、合法性や正当性を欠いた物理的な強制力の事です。

「いじめ」とは、自分より弱い相手を一方的に苦しめること、またはそうした行為であり、相手に対して立場が上の者が、抵抗できない状況において、継続的に身体的または精神的な苦しみを与えるといった形が多いものであります。

「差別」とは、特定の集団や属性に属する個人に対して、その属性を理由にして特別な扱いをする行為であり、複数の形態（正当な理由なく不利益を生じさせる行為である冷遇か優遇かは立場によって異なる）が存在するものの、その全ては何らかの除外行為や拒否行為であります。

これらの根絶、解消を目的に習志野市では、現在、「児童福祉法」及び「児童虐待防止法」に基づく児童虐待防止、「障害者虐待防止法」に基づく障がい者虐待防止、「障害者差別解消法」に基づく差別解消、「高齢者虐待防止法」に基づく高齢者虐待防止、「DV防止法」に基づく配偶者等への暴力の防止、「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめ防止等に取り組んでいるところです。

また、本市の現基本構想では、政策の1つに「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」を掲げ、各施策を推進する中で人権侵害のない環境づくりに等に努めることとしているほか、SDGs（持続可能な開発目標）では、虐待、暴力、いじめ、差別等の根絶に係る事項が掲げられています。

しかしながら、未だ根絶、解消には至らず、昨今の新型コロナウイルス感染症下においても、さまざまな差別的な事例が報告されております。

こうした状況を踏まえ、本市としては、虐待、暴力、いじめ、差別から市民の命や大切な人を守ることが重要であると考え、その考えを市内外に強くアピールし、「虐待、暴力、いじめ、差別」といった行為から守られる包摂性のある社会の実現を目指すため、都市宣言の必要性が高まっていると捉えております。

そこで、誰もが「虐待、暴力、いじめ、差別」といった行為に脅かされることなく、

こ こ じんけん そんちょう かんようせい あんしん く しゃかい しみんじしん こうどう
個々の人権が尊重され、寛容性のある安心して暮らせる社会を、市民自身の行動により、
つくりあげていく都市の実現に向け、子どもから高齢者まで理解しやすい宣言という形
ひょうげん ならしのしみん けつい あらわ
で表現し、習志野市民の決意を表しました。

1 わたくしたち習志野市民は、誰もが生まれながらに多様な存在として
自分らしく生きる権利を尊重します。

かいせつ
(解説)

社会的に弱い立場の人や疎外されたコミュニティの人を含め、全ての人は一人ひとりが違う、唯一無二の存在として、ありのままに敬意が払われ、各々の能力を発揮することができる権利をもっています。

誰もがさらされる可能性のある「虐待、暴力、いじめ、差別」といった行為から、自らを含む人々を守るためには、個人が持つ価値観は多様であると同時に、誰もが尊重されるべき存在であることを理解することが必要です。

市民一人ひとりがそのことを受容し、意識したまちづくりに取り組むことを表しています。

1 わたくしたち習志野市民は、誰かを身体的、精神的、経済的など、いかなる方法によっても排除せず、お互いを尊重し続けます。

(解説)

自分の都合や考えのみを主張することは、考え方の違う人との対立を深めるだけです。包摂性のある安心して暮らせる社会を構築するためには、殴る、蹴るといった暴力や身体拘束といった「身体的」、どなる、おどす、無視するといった「精神的」、金銭搾取、仕事を辞めさせるといった「経済的」などの理不尽な人権侵害を決して行わず、考え方や立場の違う人のことについて、相手の考えや立場を尊重する寛容さを持ち、また、それをあきらめないことが大切であることを表しています。

1 わたくしたちならしのしみん習志野市民は、かてい家庭、がっこう学校、しよくば職場、ちいきしゃかい地域社会などあらゆる場ばにおいて、きょうりよくみんなであ協力し合い、ぎゃくたい虐待、ぼうりよく暴力、いじめいじめ、さべつ差別、こんぜつ差別を根絶します。

かいせつ
(解説)

だれ誰もがあんしん安心して暮らせる社会の構築は、だれ誰か一人ががんば頑張っても達成できません。しみん市民一人ひとりが社会のあらゆる場面で、もんたい問題、かだい課題から目を逸らさずに関心を持ち、じぶん自分ごととして考える必要があります。そこから、ほうせつせい包摂性を意識した対話や行動を起こしていくことで「ぎゃくたい虐待、ぼうりよく暴力、いじめいじめ、さべつ差別」を許さず、こんぜつ根絶するまじの実現を協じつげん力してきょうりよく目指していくことを掲げています。